

令和8年度

福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る

労働者派遣業務

一般競争入札
入札説明書

令和8年3月
福島県県北農林事務所

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県北農林事務所長

2 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

(2) 業務の仕様、派遣人数等

「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月18日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告2のとおり

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を入札公告3(2)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に必要費用は入札者の負担とし、受領した書類は返却しない。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務実績書（様式2）

エ 履歴事項全部証明書（コピー可）

オ 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（コピー可）

（本県の県税が課されていない者で県外に主たる事務所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税について、未納がないことの証明書）

カ 福島県内に本店等を有することを証明する書類（パンフレット等のコピー可）

キ 労働者派遣事業許可証（コピー可）

※ 資格確認通知書の返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、

110円切手を貼った長3号封筒を提出すること。

- (2) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、令和8年3月12日（木）以降、入札者に対して通知する。

5 入札の日時及び場所

日 時 令和8年3月24日（火）午前11時00分
場 所 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁北庁舎5階）
福島県県北農林事務所 入札室・閲覧室

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札者は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、上記5で指定する日時及び場所に以下の方法により提出しなければならない。
- ア 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
 - イ 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
 - ウ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
 - エ 入札書の宛先は、「福島県県北農林事務所長」と記載すること。
- (2) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。
- ア 入札者は、派遣労働者1人1時間当たりの契約希望単価を入札書に記載すること。
また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
 - ウ 委託業務名を記載すること。また、委任状（様式4-2）を提出する場合には、入札書に委任を受けた者（代理人）の記名及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
 - エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
- (3) 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

7 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額（単価契約にあつては、当該入札に係る予定数量を乗じて得た額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたもの）で納付、又はその納付に代えて財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を担保として提出するものとする。入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を上記5に掲げる日時及び場所まで提出すること。

ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）等の提出期限日までに入札保証金納付免除申請書（様式 7）により申請すること。

入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札を行う場合がある。
- (3) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することがある。

9 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 記名又は押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人物が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (8) その他福島県において特に指定した事項に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を定めるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることができる。

12 契約保証金

落札者は、契約金額（単価契約にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じた額）の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則

第 229 条第 1 項各号（別記 2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。なお、契約保証金の減免については落札者に別途通知する。

契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

13 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印又は電子署名し、発注者が指定する期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、両者が電子署名を行ったときに確定する。
- (3) 落札者が、(1) に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

14 契約条項

令和 8 年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託契約書（案）による。

15 委託業務の仕様等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問があるときは、次の要領で行うこと。

- (1) 一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 5。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話その他口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、入札公告 8（6）に示す場所へメールにより提出することとし、送付の後、電話で確認を取ること。
※質問の送付は、原則、電子メールによることとするが、ファックスによる送信を希望する場合には、あらかじめ入札公告 8（6）記載の電話番号へ連絡すること。
- (3) 質問書に対する回答は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式 6）により福島県県北農林事務所総務部ホームページで閲覧に供する。
- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和 8 年 3 月 9 日（月）（土曜日及び日曜日を除く。）午後 5 時 15 分までとし、回答期限は令和 8 年 3 月 11 日（水）までとする。

16 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が 3 に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としなない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

(5) 本件入札は、その契約に係る予算が福島県議会において可決され、令和8年4月1日以降の予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(6) 本契約は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、県北農林事務所に電子メールにより提出すること。電子契約を希望しない場合は従来 of 書面による契約とする。

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

入札説明書別記

福島県財務規則（昭和三十九年三月二十五日 福島県規則第十七号）抜粋

○別記1

（入札保証金の減免）

第二百四十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

○別記2

（契約保証金の減免）

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。

四 過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が

当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

八 一件三百万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十(建設工事又は製造以外にあつては百分の五)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。

十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第五号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第五号中「百万円未満」とあるのは、「三百万円未満」と読み替えるものとする。